

○倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第176号

改正 令和2年3月23日告示第131号

令和5年3月24日告示第137号

令和6年3月22日告示第132号

令和7年3月25日告示第148号

(目的等)

第1条 この要綱は、省エネルギー設備、再生可能エネルギーシステム等を設置する本市内の中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業者から排出される温室効果ガスの削減を推進し、もって脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者のことをいう。

(2) エネルギーの見える化を図る設備 建物で消費している電気、ガス等のエネルギー使用量を計測し、その結果を表示する設備のことをいう。

(3) 省エネルギー設備等 次のアからエまでのいずれかに該当する設備（事業に直接使用するものに限る。）のことをいう。

ア 高効率ボイラー、潜熱回収装置その他の生産設備及びその附帯設備であって、省エネルギー効果の高いもの

イ 高効率空調設備その他の建築設備であって、省エネルギー効果の高いもの

ウ 高反射率塗装、窓用日射遮熱フィルムその他の建築物外皮による空調負荷低減等の対策技術であって、省エネルギー効果の高いもの

エ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備であって、設置された事務所又は事業所の省エネルギー化を主目的とするもの（発電した電力のうち当該事務所又は事業所で消費する割合が、30パーセント以上となるものに限る。）

(4) 国の省エネ診断事業 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費交付要綱（20210125財資第2号）に規定する次のいずれかに該当する事業のことをいう。

ア 地域エネルギー利用最適化取組支援事業

イ 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業

ウ エネルギー利用最適化診断等事業

(5) 対象診断機関 次のいずれかに該当する診断機関のことをいう。

ア 一般財団法人省エネルギーセンター

イ 次の全てに該当する法人

(ア) 所定の対象診断機関届出書を市長に提出し、対象診断機関名簿に記載されていること

(イ) 前号ア又はイに該当する事業を対象診断機関届出書の届出日から起算して3年以内に実施した実績があること

(ウ) 複数の専門職員から構成される国の省エネ診断事業担当部署を有すること

(エ) エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第55条第1項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。）が1名以上在籍していること

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 申請する年度に、本市から補助金の交付を受けて省エネルギー設備等を導入したこと又は導入する予定がないこと。

(3) 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所若しくは事業所を有する者で、市内において引き続き1年以上同一事業を行っているもの。

(4) 所有する市内の全事務所又は全事業所の直近の4月1日から3月31日までの温室効果ガス排出量の合計値が3,000トン未満であること。

(5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）

又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 省エネルギー設備等を1以上（導入する省エネルギー設備等が太陽光発電システムである場合は、2以上）導入すること（エネルギーの見える化を図る設備を導入していない者が、当該省エネルギー設備等の導入に伴って、エネルギーの見える化を図る設備を導入する場合を含む。）。
- (2) 前号の設備（以下「補助対象設備」という。）について未使用品を導入すること。
- (3) 補助対象設備の導入後、補助対象設備を導入する事務所又は事業所の年間のエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を1事務所又は事業所につき15パーセント以上（太陽光発電システムの導入による削減を含まない場合は、1事務所又は事業所につき3パーセント以上）削減できる見込みがあること。
- (4) 第7条第1項第5号又は第6号に規定する診断書に基づく事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、国等から補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金の額を控除した額とする。

- (1) 省エネルギー設備等に係る設備費及び工事費（撤去費は除く。）
- (2) 省エネルギー設備等の導入に伴うエネルギーの見える化を図る設備の新規導入に係る設備費及び工事費（導入後の設備の利用に係る費用、電力会社のサービス活用に係る費用等を除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入にあつては、補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その他の省エネルギー設備等及びエネルギーの見える化を図る設備の導入にあつては、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、300万円を限度とする。

(事前登録)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、所定の

事前登録申出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の誓約書
- (2) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 直近の事業年度の決算書の写し
- (4) 補助対象設備を導入する事務所又は事業所ごとの直近の4月1日から3月31日までのエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量が分かる書類
- (5) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業を実施する事業者のうち、岡山県を支援対象地域とする診断機関が、令和6年度に作成した国の省エネ診断事業の診断書（次号に規定する書類が提出できない場合に限る。）
- (6) 対象診断機関が作成する補助対象設備を導入する事務所又は事業所ごとの温室効果ガス削減効果に関する診断書（事前登録申出書を提出する日の属する年度又はその前年度に作成された国の省エネ診断事業の診断書に限る。）
- (7) 見積書、注文書等の補助事業に係る費用の内訳が分かる書類の写し
- (8) カタログ、仕様書等の設備等の仕様が確認できる資料
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前登録申出書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、事前登録者名簿に登録するとともに、所定の事前登録通知書により通知するものとする。

（変更等の届出）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「事前登録者」という。）は、事前登録申出書の内容を変更しようとするとき、又は本事業を中止しようとするときは、所定の変更等届出書を市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第9条 事前登録者は、第7条第2項の事前登録通知書の通知日から120日を経過する日又は当該通知日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類にあっては、事前登録申請書に添付した第7条第1項第2号及び第3号の書類から内容に変更がなく、交付申請時点においても発行日から3月を経過していない場合は、提出を省略することができる。

- (1) 市税の滞納がないことを証する書面（発行日から3月以内のもの）

- (2) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 直近の事業年度の決算書の写し
- (4) 補助対象設備を導入する事務所又は事業所の位置図
- (5) 補助対象設備の設置場所が分かる配置図
- (6) 補助対象設備を導入する事務所又は事業所の建物の外観が分かるカラー写真
- (7) 補助対象設備の導入前後の状況を示すカラー写真
- (8) 売買契約書、工事請負契約書等の補助対象設備の導入に係る経費の内訳が確認できる書類の写し
- (9) 領収書等の補助対象設備の導入に係る経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する期限内に交付申請書を提出しなかった者は、事前登録者名簿から登録を抹消するものとする。ただし、あらかじめ期限内に提出できない旨の理由書の提出があったときは、この限りでない。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき予算の範囲内において、補助金を支払うものとする。

（報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、補助対象設備を導入した事務所又は事業所の4月1日から3月31日までのエネルギー使用量等を記載した温室効果ガス排出量等実績報告書を、当該年度の翌年度6月末までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書で報告する温室効果ガス排出量が、第4条第3号に定める条件を満たさないときは、温室効果ガス削減目標達成に向けた計画書を前項の実績報告書と併せて提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者が前項の計画書に基づいてエネルギーマネジメントを推進しても第4

条第3号に定める条件を満たさない場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(取得の処分及び管理)

第13条 補助事業者は、この補助事業により取得した設備等を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「法定耐用年数」という。）終了前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、災害その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、設備等が毀損し、又は紛失したときは、この限りでない。

(協力要請)

第14条 市長は、補助事業者に対し、この要綱の目的を達成するために実施する施策の協力要請を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第131号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事前登録申出書の提出があったものについて適用し、同日前に事前登録申出書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日告示第137号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事前登録申出書の提出があったものについて適用し、同日前に事前登録申出書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日告示第132号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事前登録申出書の提出があったものについて適用し、同日前に事前登録申出書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月25日告示第148号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事前登録申出書の提出があったものについて適用し、同日前に事前登録申出書の提出があったものについては、なお従前の例による。